

## えひめいやしの南予博2016シンボルマーク等使用取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、えひめいやしの南予博2016実行委員会（以下「実行委員会」という。）が定めた、えひめいやしの南予博2016のシンボルマーク及びロゴタイプ（以下「シンボルマーク等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (権限)

第2条 シンボルマーク等に関する一切の権限は、実行委員会が所有する。

### (使用基準)

第3条 シンボルマーク等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を認めないものとする。

- (1) えひめいやしの南予博2016の趣旨に反するおそれがある場合
- (2) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (4) シンボルマーク等を正しい使用方法に従って使用しないおそれがある場合
- (5) その他実行委員会が不相当と認めた場合

### (使用手続)

第4条 シンボルマーク等を使用しようとする者は、えひめいやしの南予博2016シンボルマーク等使用届出書（別紙様式）を事前に実行委員会に提出しなければならない。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 実行委員会構成団体が使用する場合
  - (2) 国又は地方公共団体（公社等を含む。）が使用する場合
  - (3) 実行委員会が登録したイベントまたは地域企画イベントの実施に付帯して使用する場合
  - (4) 実行委員会が認定した自主企画プログラムの実施に付帯して使用する場合
  - (5) 実行委員会が行うセールス活動においてシンボルマーク等のデータの配布を受けた旅行会社等が、その仕様を変更することなく旅行パンフレット等に使用する場合
  - (6) 報道機関等が報道の目的で使用する場合
  - (7) その他実行委員会が認めた場合
- 2 実行委員会は届出を受理した場合、えひめいやしの南予博2016シンボルマーク等使用届出受理通知書をもって通知するものとする。

### (使用方法)

第5条 シンボルマーク等を使用するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) えひめいやしの南予博2016シンボルマーク等使用届出書に記載した届出内容の範囲で使用すること。
- (2) 別に定める規格及びカラーに従って適正に使用すること。
- (3) シンボルマーク等を使用した物件の完成見本（完成見本の提出が困難なものについては、その写真等）を実行委員会に提出すること。
- (4) シンボルマーク等を使用した物件の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。
- (5) その他実行委員会が指示する事項を遵守すること。

### (使用の差し止め)

第6条 使用者がこの要領に違反したとき、または実行委員会が不相当と認めたときは、シンボルマーク等の使用を差し止めることができる。

### (使用状況及び使用実績の確認)

第7条 実行委員会は、必要があると認めた場合には、シンボルマーク等の使用状況及び使用実

績の確認調査を実施する。その際、使用者は、確認のために必要な帳簿などの記録に基づく説明を行い、また、調査事項に関して実行委員会が資料等の提出を求めた場合には、誠実にこれに応じなければならない。

(使用期限)

第8条 シンボルマーク等の使用期限は、原則としてえひめいやしの南予博2016終了日までとする。

(損失補償等の責任)

第9条 実行委員会は、シンボルマーク等の使用に係る損失の補償等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この要領は、平成27年8月6日から施行する。

別紙様式

えひめいやしの南予博2016シンボルマーク等使用届出書

平成 年 月 日

えひめいやしの南予博2016実行委員会会長 様

所在地（住所）

氏名（法人にあつては名称

及び代表者氏名）

㊞

えひめいやしの南予博2016のシンボルマーク等の使用について、下記のとおり届出します。

使用目的 (趣旨)		
使用内容 (使用する広告・ 商品等の概要)		
製作数		
使用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
その他特記事項		
担当者連絡先	所属	
	役職・氏名	
	連絡先	TEL : FAX : E-Mail :

※使用する広告・商品等のイメージ図がある場合は添付してください。